

北海道U I Jターン新規就業支援事業費（移住支援金）における
関係人口要件に関わる Q&A（令和6年3月31日までに転入した方）

北海道U I Jターン新規就業支援事業費（移住支援金）において、本市が定める関係人口に関する要件（申請時に下記（1）および（2）の要件に該当すること）

（1）函館市に在住歴がある，または函館市内の高等学校，高等教育機関もしくは高等支援学校に通学したことがあること。

（2）次の〔就業〕または〔起業〕の要件に該当すること。

〔就業〕ア～オのいずれにも該当すること。

ア 就業先について，函館市が移住支援金の対象として函館しごとネットに掲載している求人マッチングのうえ，就業すること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 上記アの函館しごとネットに掲載された法人（以下「関係人口移住支援金対象法人」という。以下同じ。）に就業し，交付申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

エ 当該法人に，移住支援金の交付申請日から5年以上，継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

〔起業〕ア～エのいずれにも該当すること。

ア 交付申請時に函館市内で個人事業の開業または株式会社，合同会社，合名会社，合資会社，企業組合，協業組合，特別非営利活動法人等の設立を行い，その代表者として，法人の登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っていること。

イ 雇用保険法第7条の規定に基づき，雇用保険の被保険者となったことの届出を行い，同法第9条第1項の確認を受けた者を1人以上雇用していること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれに類する風俗営業（同条第1項に規定する風俗営業をいう。）でないこと。

エ 当該個人事業主，法人または法人の役員が，函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団，同条例第2条第2号に規定する暴力団員，同条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

○要件（１）に関するもの

Q 1 高等教育機関とは？

A 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される大学，大学院，短期大学，高等専門学校および専門学校をいいます。

Q 2 在住歴について，函館市役所でわからないのですか？また，住民票や戸籍の附票で証明できない場合はどのように証明すればよいのでしょうか？

A 2 申請者に証明していただきます。また，住民票や戸籍の附票により確認できない場合は対象となりませんが，通学歴がある方も対象としておりますので，市内の学校に在籍していた場合は，学校からの卒業証書等の提出で対象と認めることがあります。

Q 3 卒業した学校から，証明できる書類を出せないと言われました。どのように証明すればよいのでしょうか？

A 3 卒業証書や在籍証明書など，学校等が発行するものを基本としますが，提出できない場合は，卒業アルバムや通知表など，客観的に分かる複数の資料の提出により，通学していたことが明らかである場合は対象と認めることがあります。

Q 4 住民票を移さないまま函館市に在住していました。対象となりますか？

A 4 住民票や戸籍の附票により確認できない場合は対象となりませんが，通学歴がある方も対象としておりますので，市内の学校に在籍していた場合は，学校からの卒業証書等の提出で対象と認めることがあります。

Q 5 通学歴について，函館市以外の近隣市町に在住し，函館市内の学校に通っていた場合も対象になりますか？

A 5 対象となります。

○要件（２）－〔就業〕に関するもの

Q 6 アルバイトや契約社員での就業を考えていますが，求人がありません。正規雇用が対象ですか？

A 6 函館しごとネット利用規約「第2条（利用対象）」の「（2）求人企業」で，「求人は，勤務地が原則として函館市もしくは近隣市町である正規雇用で求人企業が直接雇用する求人に限ります。非正規雇用（契約社員，嘱託職員，パートタイム，アルバイト等）求人は登録できません。」としており，正規雇用のみとなります。

Q 7 函館しごとネットに掲載している求人で移住支援金の対象とならない求人はありますか？

A 7 官公庁等の求人は対象外となります。

ただし、第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人、または地方公共団体から補助を受けている法人は対象となります。

※対象の求人には「移住支援金対象求人」と記載しております。詳しくは「函館しごとネット」(<https://hakodate-job.net/>)の各求人をご覧ください。

○要件（2）－〔起業〕に関するもの

Q 8 雇用保険の被保険者については、親族でも可能ですか？

A 8 事業主にとって、3親等以内の親族は不可となります。

Q 9 雇用保険の被保険者を雇用していることはどのように証明すればよいですか？

A 9 ハローワークから交付された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」または「雇用保険被保険者証」の写しにより確認いたします。